

「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯指針」の概要

第1 通 則	
目 的 道 路 公 園 自動車駐車場 自転車駐車場	防犯性を向上させ、各施設での犯罪被害を防止するため、企画・設計、施設整備及び管理上配慮すべき事項等を提示
根 拠	・ 秋田県安全・安心まちづくり条例第12条第1項等
取組主体	・ 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場の管理者等
運用方法	・ 犯罪の発生状況や地域住民等の意見を勘案し、特に防犯対策を講じる必要性の高い道路等について整備
見直し	・ 社会状況の変化等を踏まえて必要に応じて行う。



第2 具体的方策			
道 路	公 園	自動車駐車場	自転車駐車場
監視性(見通し)の確保 ・ 車道と歩道の分離 ・ 植栽、工作物、積雪等への配慮(死角の除去) ・ 照度(明るさ)の確保	監視性(見通し)の確保 ・ 植栽、積雪等への配慮(死角の除去) ・ 遊具等の配置に配慮 ・ 照度(明るさ)の確保 ・ 公園設置便所の見通し、照度の確保	監視性(見通し)の確保 ・ 管理人の配置、防犯カメラの設置等 ・ 死角箇所へのミラー等設置 ・ 照度の確保(明るさ)	監視性(見通し)の確保 ・ 管理人の配置、防犯カメラの設置等 ・ 死角箇所へのミラー等設置 ・ 照度の確保(明るさ)
接近の制御 ・ 地下道等への緊急通報装置等の設置 ・ 通学路等への緊急通報装置、防犯ベル等の設置	接近の制御 ・ 避難場所の確保 ・ 緊急通報装置(スーパー防犯灯等)の設置	接近の制御 ・ 自動ゲート等による車両の出入りの管理 ・ 管理人等による巡回の実施	領域の強化、接近の制御 ・ フェンス、さく等の設置
		領域の強化、接近の制御 ・ フェンス、さく等の設置	被害対象の強化 ・ チェーン用バーラック、サイクルラックの設置